

岩手県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存における情報通信技術の利用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第4号

岩手県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存における情報通信技術の利用に関する規則を廃止する規則  
岩手県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存における情報通信技術の利用に関する規則（平成17年岩手県教育委員会規則第15号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例（令和8年岩手県条例第5号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則による廃止前の岩手県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存における情報通信技術の利用に関する規則第2条の規定に基づく書面の保存については、なお従前の例による。